續藩翰譜 九下

摩

家傳

南部 戸澤
津軽 六郷
大田原 大関
亀井 伊東
中川 有馬
大村 毛利

第五

和書門 類
三四六九九 號
二一六 函
八 架
二一 冊

内閣文庫
和
三四六九九 號
二一 冊
一五五 函
一〇 架

内閣文庫
番號 和 34699
冊數 21(17)
函號 155 65

藩翰譜續編巻之九下

日本政府圖書

南部　大膳大夫重信
　　　遠江守直政

戸澤　能登守乘盛

津軽　越中守信政

六郷　佐渡守政信

大田原　山城守高清

大関　信濃守増長

亀井　隠岐守茲親

伊東　大和守祐實

中川　佐渡守久恒

有馬　左エ門佐清純

大村　因幡守純長

毛利　安房守高重

南部

源利直

重直

女子
青山播磨守幸督室

某　信千代
寛文十一年七月八日卒

女子三人
牧野河内守英成室
遠江守　直政室
毛利駿河守高久室離別
嫁小出玄蕃　重與

重信　彦五郎　隼人　彦五左衛門
初家人七戸隼人直時養子
大膳大夫従五位下
寛文四年十一月廿八日叙任
天和二年五月七日従四位下
元禄五年六月廿七日致仕
同十五年六月十八日卒八十七歳

行信　八内
信濃守従五位下
寛文六年十二月廿八日叙任
元禄十二年十二月従四位下
同十五年十月十一日卒四十一歳
法名雄雲院正翁宗珊

實信　隼人
隼人正従五位下
元禄五年十二月十八日叙任
同十三年十二月廿九日卒二十五歳
法名恭雲院霊嶽宗光

信恩（ノブオキ）　藤平　刑部
初久信
備後守従五位下
元禄十四年十二月十八日叙任
宝永四年十二月八日卒三十五
法名霊巌院了岡義方

女子
松平隠岐守綱清室
本多肥後守忠英室　離別
嫁有馬伊豫守豊範

政信　主税
今南部主税信喜祖

勝信　鶴之助　主計
享保十七年四月廿四日卒六十四歳
法名覚樹院伽雲宗水

信應　吉助

女子
松平肥前守宣政室

信尹　幸次郎　縫殿
實山内大膳亮豊明七男
延享四年八月六日致仕
寛延三年六月十日卒

国立公文書館
National Archives of Japan

女子
早世

通信 右近
遠江守直政養子

定信 大助 數
坪内惣兵エ定重養子

女子
信尹室

某
熊之丞
早世

信之 主計
實毛利周防守高慶三男
寛延元年八月廿一日卒

女子
信之妻

某 岩次郎
寛永元年六月十八日卒三歳

信起 萬之助 彦九郎
実大膳亮利幹七男
安永七年八月六日卒

信由
実大膳亮利視六男
後大膳大夫利雄養子

女子
信由室

女子
南部肥前守信善室

女子
永井飛騨守直明室

利幹 吉助 左近 主馬 初信應（マサ）
実行信四男
信濃守従五位下
寛永五年十二月十八日叙任
正徳三年九月十三日改大膳亮
享保十年六月四日卒 三十七歳
法名霊徳院雄山宗英

信賀（ヨシ） 主殿 吉助

利視 吉助 初信賀 信視
実信恩二男
修理大夫従五位下
享保十年十二月十八日叙任
延享四年十二月廿三日改大膳大夫
寛延三年十二月十八日従四位下
宝暦二年四月四日卒 四十五歳
法名大量院宜山宗明

利雄 辰之助 亀五郎 初信真
実利幹男
信濃守従五位下
元文四年十二月十六日叙任
宝暦八年五月廿七日改大膳大夫
明和三年十二月十九日従四位下
安永八年十一月十三日卒 五十五歳
法名養源院撥翁宗鑑

信真 辰之助 亀五郎

信起 萬之助 彦九郎
南部主計信之養子

女子
牧野豊前守惟成室

信傅 徳五郎 主税
南部主殿信弥養子

信居（モト） 三戸 左京

信駕（ノリ） 三戸 主水

信周（チカ） 三戸 主計

信明 三戸 龍弥

信由 三戸 幸吉
南部彦九郎信起養子

信諠 三郎 初嵩信
信濃守従五位下
宝暦十二年十二月十八日叙任
安永三年十二月十八日依病
籠居

女子
井伊庭五郎直中室

某 彦次郎
安永四年七月二日卒

某 亀五郎 早世

利正 幸吉 初信由
実利視六男
初南部彦九郎信起養子
修理大夫従五位下
安永三年十二月廿八日叙任
同九年七月廿七日改大膳大夫
天明四年五月廿五日卒 三十
三歳
法名 義徳院南岳宗薫

女子
許嫁松平左兵衛佐直之

女子

信敬 彦次郎

女子
細川能登守利庸室　三十

直房

直致　武太夫
遠江守従五位下
延宝二年十一月廿七日叙任
元禄十二年三月十六日卒
四十歳
法名入祥院月硼定真

通信　三十　右近
実大膳大夫重信四男
遠江守従五位下
宝永六年四月十五日叙任
享保元年八月廿四日卒
四十四歳
法名三玄院法林徹證

廣信　宮内
甲斐守従五位下
享保五年十二月十八日叙任
寛保元年正月二日卒
三十六歳
法名正覚院覚雲宗智

直常　彦次郎　早世

女子
市橋左京政勝室

信興　亀之助　左エ門
左エ門佐従五位下
寛保元年十二月十九日叙任
延享三年七月十八日改遠江守
明和元年十二月廿二日改左エ門尉
安永二年八月十三日卒五十一歳

信依　亀次郎　左近
甲斐守従五位下
明和二年十二月十八日叙任
天明元年二月十四日叙任
同年六月七日卒　三十五歳
法名宝性院禅巌宗安

女子二人
朽木主水周綱妻
南部主計勝信妻

某　修理　早世

信房　繁松　右近
従五位下内蔵頭
天明二年十二月十八日叙任

依晴　直次郎

法名龍津院殊巌宗滉

- 女子 早世
- 某 熊次郎 早世
- 信之 松之助

- 某 岩之進 早世
- 信充 図書 早世
- 興長 主膳
- 興春 秀之助

- 某 安吉
- 女子 織田大膳長孺妻

南部

大膳大夫源重信は信濃守利直か次男山城守重直か
弟なり はしめ兄[illegible]七戸隼人某か家をつく 其後山城守重直嗣子
なく早世せしかは 堀田加賀守[illegible]内蔵助をもて
[illegible]世継の
[illegible]
[illegible]
[illegible]年十二月[illegible]南部へ[illegible]重信は陸奥国盛岡の城

八百八・相馬出房
小六つとを生ず
重信出の月十五日はしんくしく見えし後浅宗
小斎の元和二年六月七日めでたくしてあをきかく産して
道つれの西郡の地もやりしにありしかれんなれば
よしも十月二十四日にて没しつ浄信寺二十七才
元和九年の春浄信は十九年にて大坂の浄信寺
行信寛文二年初めて剃髪して名を浄信と改め
元禄七年八月廿一日今年とて東慶寺にて入滅
とりて秋にて浄本
広宗小林とし
元年相信小三
同十二年の冬浄信の浄信寺
生まれ年十月六十七才にて遂に父の本人寺に浄信寺
ちなみに七十才にて男利根浄信寺元禄浄信

けり名をいふ人衆の剃髪して浄信寺にて
享年廿三月廿八日父の遺言をもちて宝永四年の冬
三十七才にて卒しけり其子出雲守利根
三島利幹とて十七にて剃髪して利根浄信の七十五才
京極家にて浄信寺にて見えし剃髪して浄信寺の小林
り浄信大服
小林
享保十年二月二十七日にて一年浄信
まはし家浄の寺にて浄信寺の遺言の
子孝の浄信
浄信
七年あけて其のその人々とのこと
中村さる七月廿一日浄信寺へ遣はしとて七日ばかり後浄信
たまふ浄信
寛延二年没しての浄信小屋

寛喜二年に至りて三年のちに無品親王利雅実
に大僧正利雅に遂げ侍りき文三年は[illegible]
[illegible]なり四年後にして[illegible]大僧正
寛喜二年四月十日を遂て[illegible]明親三年後[illegible]
親王良尊三昧利蓮観寿にて[illegible]
[illegible]して[illegible]慈円大僧正[illegible]世に[illegible]
二年十二月十六日中の[illegible]利[illegible]一尊[illegible]
[illegible]にして[illegible]八年の[illegible]
[illegible]年八[illegible]利[illegible]年[illegible]
[illegible]観寿にて[illegible]九年

二月廿一日[illegible]大僧正[illegible]六月二十二日[illegible]年
是七月十五日前権僧正良快[illegible]
遠江守源惠政左衛門尉重房が子[illegible]寛文八年八月
廿四日[illegible]八月の[illegible]
[illegible]御事也[illegible]延宝二年観寿
貞享四年九月十九日諸院[illegible]元禄元年
九月廿四日[illegible]十一月十三日御[illegible]（山門）文
の年四月[illegible]十一年六月[illegible]年

もとあつりけりかなと宗家藤定家卿の四男通信と
中納言めりけり観して六月十日出家をとけて嘉禄六年十
二月二日に下にて言廉元年の秋四十四歳にて天年に
さうし宮仕をやめて十月十日に出家をとけて嘉禎元年
十月廿日従三位中納言にて寛喜元年五月二日
三年にして卒せる時に其子相続元文五年中十二月
けふにて之年とて文永年中にしての六月十日に逝去と
きゝて十二月朔日に卒去に侍り 服者建保年中相府
明和二年六月後嵯峨院より定家卿に相続せらる
文永二年四月十日にして年に行年七十一年にて

もとよりさ之つとりてこうしたのとて従五位下の甲斐守
山のあたりにては知りてものゝ天福元年二月廿四日
いよらて三年でもみなしの年には内裏にて従二位安
十九
永元年はしめて為相父の跡をうけて安嘉門院の
天福二年卒時也 時二十八文

戸澤

平政盛

某 午平 早世

定盛 二 又三郎
実鳥居左京亮忠政二男
越中守従五位下
寛永十八年二月二日卒二十四歳
法名宏雲院虎山龍公

某 帯刀 早世

某 右京 早世

女子三人
一人早世
久留島伊豫守通政室
青木甲斐守重安室

女子 早世

某 弥五郎 早世

女子二人 共早世

正成 治太夫
実鳥居久太夫成信二男

女子　早世

女子三人
定盛室
加藤出羽守恭興室離別
一人早世

正誠　千代鶴
初乗盛　勝盛　忠義
政晟　政條　政寔

政武　浄正左衛門　主計　早世

某　市蔵　早世

某　常五郎　早世

女子
正庸養女

正庸　内記
実家人稲岡兵左衛門又清

筑前守従五位下
正徳三年十二月廿一日叙任
享保十九年十月廿五日卒
四十九歳
法名　天暁院不峯玄露

女子
実正誠女
正成室

正賀　彦四郎　早世

正勝　六三郎
下野守従五位下

政方　政鐘　政應　正職
能登守従五位下
兼應二年十二月廿八日叙任
元禄十三年改上総介
宝永七年二月十六日致仕
同月廿一日改中務大輔
正徳四年剃髪称中務入道
享保七年二月三日卒八十三歳
法名香雲院江海慧巌

二男
下野守従五位下
貞享四年十二月廿八日叙任
宝永七年二月廿二日改上総介
元文二年十二月六日致仕
改大和守
同五年十二月廿七日卒七十
七歳
法名源徳院寵山常隆

享保廿年十二月十六日叙任
元文二年十二月六日改上総介
延享二年八月十四日卒二十
七歳　法名　成簫院重山両道

政諶　猪之助　内記

庸祝　大四郎　監物
寛延二年八月十二日無嗣
家絶
法名　天光院普山金照

女子　早世

某 鐵之助 早世

女子 板倉伊勢守勝陸室

正備 長五郎 中務 民部
安永元年十二月廿八日卒

女子 山内主膳豊毅妻

正親 城之進

正珍 千次郎

正陽 清三郎 格之助 早世

女子

某 兵吉 早世

政諶（ノブ） 猪之助 内記
実正備五男
上総介 従五位下
延享二年十月廿八日叙任
明和二年九月廿日卒 中十
六歳

女子 早世

正産（タダ） 孝次郎
能登守 従五位下
安永四年十二月十二日叙任
同九年十月七日卒 二十三歳
法名宿仙院徳岩慈本

正良 豊三郎 左京
実正諶二男
主計頭 従五位下
安永九年十二月廿八日叙任
天明六年八月十八日卒 二十七歳
法名戒運院勇山良将

女子
市川又四郎正志妻

正愛（チカ）
丑五郎 委

正親（チカ） 城之進
実中務正備長男

女子
松平兵部少輔乗友室 離別
嫁戸田大炊頭忠喬 離別

正良（スケ） 豊三郎

某 斧四郎 早世

国立公文書館
National Archives of Japan

戸澤

上総介平政盛〔初め九郎 右京亮〕ハ 右京亮政盛か嫡男にて
兼綱より〔…〕伝へし 政盛か父 [illegible] 定
盛か年十七にて [illegible] 八十余 [illegible] 政盛は [illegible] の
きこえ [illegible] 兼綱 [illegible] 掃部頭 [illegible] 甚 [illegible]
海しハ [illegible] 政盛か子 [illegible] 京
[illegible] 慶長七年八月 [illegible] 庄 [illegible]
〔出羽国新庄の城 六万八千二百石〕 明 [illegible] 四年 [illegible]
[illegible] 寛永二年 叙爵し [illegible] 〔掃部〕

上総介 寛永元年二月 [illegible] 〔…滝〕
[illegible] 七年 [illegible]
[illegible] 八十 [illegible] 七年 [illegible]
男子 [illegible] 横 [illegible]
内記正盛 [illegible] 因の [illegible]
[illegible] 正康 [illegible] 年の [illegible] 見 [illegible] 年
[illegible] 下の [illegible]
[illegible] 世 [illegible] 正保二年
九月 [illegible] 正盛 [illegible]
[illegible] 世 [illegible] 備

存寄有之候由申上けれとも 松平丹後守 是

ハ四男也 次男と三郎 四男と 猶七男 右近郎

六男式部 七男と 長三郎 八男式部 にて 享

保九年十月 家督 いたし候へとも 一年にして 相果候 之

男六三郎 御勝手 にして 同年十二月 家督 納

め 十二月 従五位下 [illegible] 元文二年

十二月 正廣 [illegible] 御 [illegible]

四男 [illegible] 正 [illegible] 十七郎 [illegible] 七十 [illegible] 寛 [illegible] 年

六月 [illegible] 古 [illegible]

[illegible]

らん [illegible]

[illegible]

[illegible]

十二月 [illegible] 九月 [illegible]

[illegible] 十二月 [illegible]

[illegible] 安永 [illegible]

[illegible] 七月 七日 [illegible]

[illegible] 十二月 七日 [illegible]

[illegible] 天明六年 六月 [illegible]

[illegible] 正廣 七日 中務 [illegible]

津軽

藤原信義

某 右京 早世

信政 平蔵
越中守従五位下
万治元年十二月廿日叙任
宝永七年十月十八日卒六十五歳
法名妙心院恭㴱直覚

女子二人
土井能登守利房室

信寿 ヒサ 平蔵
初信重
出羽守従五位下
貞享元年十二月廿五日叙任
後改土佐守
享保十六年十月十六日致仕
同年七月七日剃髪号竹翁
後改泉翁
延享三年正月廿日卒七十六
法名玄圭院性定徹心

信興 磐磨 右京
右京亮従五位下

来乃子織之進而観しもの也 時七十二 十五歳

今大路道三玄　妻

可足
山門院家養源院権僧正

女子
津拴左京信敏妻

資徳　主殿　与市
那須遠江守資祗養子

壽世　采女
津拴采女政児養子

女子
堀石見守親賢室

女子
許嫁松平越前守信清

女子二人
保料弾正忠正昭室
岩城河内守隆韶室

著教（アキノリ）　豊次郎　内記
延享二年正月七日卒二十五歳無嗣家絶

女子
早世

某
竹次郎
早世

某
文之助
早世

某
勝之助
早世

女子二人
共早世

女子二人
阿部伊勢守正倫室
許嫁安部弥一郎信亨卒
許嫁堀河内守親忠卒

信著（アキ）　勝千代
出羽守従五位下
享保十六年十二月廿二日叙任
延享元年五月廿九日卒 三十
法名顕休院真道鉄囚

信寧（ヤス）　岩松
土佐守従五位下
宝暦三年十二月十八日叙任
後改右京亮出羽守越中守
天明四年正月八日卒 四十六
法名戒香院梅溪當薫

好古（ヨシヒト）　平三郎
仙石弥兵エ久當養子

女子
実那須與一資虎女
許嫁柴田政次郎勝峯早世

信明　松五郎
出羽守従五位下
安永六年十二月十八日叙任
後改土佐守

女子二人
堀河内守親忠継室
那須與市資明妻

津軽

越中守藤原信政は土佐守信義が嫡男 [illegible] 明暦
二年十一月 [illegible] 父逝去なれば [illegible] 叙爵 [illegible]
十歳にて信義が地を [illegible] 寛文(?)○ 信英 嫡 [illegible] 信 [illegible]
て二百十 [illegible] 信経 [illegible] 信経が [illegible] 信経
[illegible] 分知 [illegible] の地は [illegible] 之
[illegible] して 貞享元年 那須の家の事に [illegible] して 十月
十四(?) [illegible] 信政が三男 [illegible] 那須 [illegible] 資徳 [illegible]
与市資徳とあらため [illegible] 資徳の [illegible]
[illegible]
[illegible] 無事にて [illegible] 信政
[illegible] 明 [illegible] 年の四月

十七歳にて八月家を継ぐ。宝永七年十月六十歳

にて卒す。妻は平蔵信寿が女。寛宝八年死して後

奉り、貞享元年従五位下に叙し出羽守と称す。御持弓頭 父

卒去せしのち十二月廿九日家を継 千石 二千石 仁二六 三千石

信興は兄也。兄卒しける故に強頭(?)に甚代信甚を観る

十二年 仁二六 時服(?)六月十六日出羽守となる 御前にて 前

元文元年三月十六日卒す。享年 信甚 二万 十六 仁二六

二年はじめ兄の跡を継ぎ 祖父の法事(?)叙爵して

出羽守と称し、延享元年六月六日致仕す。卒して法名

寧 父の信寧ハ従祖父内記甚叙が廣東(?)となりて 三千俵

延享二年正月甚叙が家を継子

かくして家督(?)を継ぎ

叙爵して大番頭(?)に任じ 従五位下 大番頭を兼 出羽守 宝暦六年信寧 天明四年(?)

春(?)年十(?)歳にして卒す。法名安永五年十 十三

二月に至りて元年(?)同じ十二年叙爵して出羽守と称

十月(?)に至りて家督(?)を継 御小性(?)

六郷

藤原政勝

政英　千之助
但馬守従五位下
享保三年十二月十八日叙任
同十一年九月廿六日依病篭居
宝暦十四年五月十四日卒六十七
法名祥雲院舟山玉鳳

女子
牧野内膳正廣周室

政信　伊織
佐渡守従五位下
万治三年十二月廿八日叙任
貞享二年七月十二日卒　卒年
一歳
法名見性院椒山宗玄

政盛（モリ）　頼母

高信（ノブ）　平右エ門
今六郷平左エ門政廣祖

政晴　華之助
伊賀守従五位下
元禄三年十二月廿六日叙任
享保十二年十二月朔日改阿波守
同二十年十三月二日致仕
寛保元年三月廿七日卒
六十七歳
法名菩提院法誉祖蓮

女子二人
三枝摂津守守相妻
松平金七郎康郷妻

政長　民部
丹後守従五位下
享保十一年十二月十八日叙任
後改伊賀守
宝暦四年八月八日卒四十九歳
法名端林院鳳山玄祥

女子
大関伊豫守増興室

政蔭　式部

政経　長之助

政展（ノブ）　華之助
実政長男
丹後守従五位下
明和五年十二月十八日叙任
安永五年三月十八日卒二十
六歳
法名乾徳院雲外義龍

女子二人
一人早世
三枝宗四郎守義妻

女子二人
生駒刑部親員妻
小堀大膳政春妻

政林（ミゲ）　長之助
初政経　改政職
実式部政蕃男
兵庫　以従五位下
宝暦四年十二月廿八日叙任
天明五年三月十日致仕

政聲（タカ）　秀之助　右近
天明元年十二月十日依病籠居
同四年二月十四日卒二十六歳

某　熊次郎　早世

政武（タケ）　尚三郎
従五位下佐渡守
天明三年十二月十八日叙任

政展（ノブ）　荘之助

女子
大関伊豫守増輔室離別
許嫁舩越三次郎景範離別
嫁中西弾正元武

某　栄次郎　早世

某　辨之助　早世

政暁（トキ）　松之助

六卿

佐渡守藤原政信 伊賀守政勝が嫡男 初名

伊織といふ 慶安四年[illegible]見え奉る 万治二年

十二月廿八日叙爵して 延宝四年十二月晦日父か遺跡をつく

[illegible] 出羽の国[illegible]の内 貞享二年七月廿三日 [illegible]

十七日[illegible]嫡子[illegible]政勝九月廿三日遺領[illegible]

[illegible]

[illegible] 元禄六年十二月廿二日[illegible]

[illegible]叙爵して 伊賀守[illegible] 同[illegible]年

正月廿八日[illegible] 七年十月十一日

[illegible]享保[illegible]年[illegible]六月廿四日[illegible]

嫡子[illegible]

政長[illegible] 宝永元年十二月[illegible]

[illegible]政長 享保十七年十二月廿四日[illegible]叙爵[illegible]

[illegible]

武部 政[illegible] 政林[illegible]

政林[illegible]十月廿日 政長か遺跡[illegible]十二月

十九日[illegible] 享保[illegible]年十二月十日[illegible]

[illegible] 政長[illegible]

[illegible] 政長[illegible] 政林[illegible]

まことに此時に宝永二年の春廿日あまりも先立ちて七旬
政精の嫡子成りしか政方とも病ありし前より世し
宮崎三郎政武と観え此三郎二年の七月十日卒去
てらん引あけて六年十一月十八日卒去し此保中出
をもて御代の時悲しく [illegible]

大田原

丹治政清

女子
堀田権六一乘妻

高清 彦次郎 主膳
山城守従五位下
寛文元年十二月廿八日叙任
延宝五年九月廿五日致仕
改織部正
元禄十一年六月十日卒七十
二歳

典清（ノリ） 主膳
実織田小十郎政時嫡男
備前守従五位下
延宝三年十二月廿八日叙任
元禄七年六月廿三日卒三十
七歳

女子
谷播磨守照憑室離別

純清 主膳
和泉守従五位下
元禄五年十二月廿八日叙任
同十三年五月廿三日卒
三十二歳
法名純清院絶照凉白

法名千秋院久昌長栄

為清 長次郎
天和二年十月廿四日卒
無嗣家絶

資世 市兵衛
家人大田原主計資清養子

三清 治兵衛

法名月鏡院比真光不昧

女子二人
典清室
矢島津之助平久周女
牧野伊豫守忠貴室

女子

女子三人
一人早世
蘆野左门資親妻
一人早世

吉清 武左衛門

晴川 十歳

女子三人
宮城監物某妻
大田原隼人政増妻
一人早世

某 為次郎
宝永五年四月廿九日卒

某　七之助
寛永七年四月三日卒

建清　左兵衛
備前守従五位下
享保九年十二月十八日叙任
同十六年正月卒三十三歳
法名霊光院智燈照徹

女子三人
堀田信濃守正苞妻正苞卒
嫁本庄大和守道雅離別
嫁前田式部房長
二人早世

清信　勘蔵
実武左エ門吉長長男
備前守従五位下
元禄十二年十二月十八日叙任
同十五年十一月廿四日卒廿二歳
法名乾徳院撫山清育

扶（スケ）清　為之丞　初命清
実十蔵晴川長男
飛騨守従五位下
元禄十六年十二月廿三日叙任
延享三年十月廿五日卒年七十歳
法名叢嶽院潔心良白

某　藤蔵
享保元年十月八日卒

某　十蔵
享保十二年二月廿一日卒

友清　勘蔵
出雲守従五位下
元文五年十二月廿三日叙任
安永四年二月八日致仕
改左五衛
同五年七月七日卒五十一歳
法名見性院廓道本然

正親　式部
稲葉下野守正能養子

某　吉之丞
早世

女子

英清　内膳

堅清　又助

某　藤助
早世

元清　勘助

壽清　鐵之助
宝暦六年七月四日卒十二歳

女子
堀田左京亮正富室離別
嫁青山内記幸愛　離別
嫁蘆野主膳資英

庸清　貞之助　織ア
山城守従五位下
明和七年十二月十九日　叙任
後改飛騨守

光清　孝丸

清堅 監物 甚五郎
渡辺主計登養子

女子 早世

清定 伊織
多田靫負頼顕養子

某 幸蔵
早世

清豫 造酒之助 左近
芦野主膳資英養子

女子

某 喜蔵 早世

女子 早世

太田原

山城守丹治高清ハ備前守政清か嫡男なりけ
るか父に服にかハり 寛文元年六月十二日 父か遺領を
相續す 下野國大田原に住城 壱万千四百石余 山城守為清か領地を
ゆつり御上段にて出仕 御奏者 延宝六年九月廿日 御使
番 織部正 元禄十二年六月十五日 病気を以て
辞しけるか同年八月鐵砲の頭に任 其政時か嫡子
主膳興清に家督を相續せしめて 配せられ朝臣
典清 延宝二年十二月生れ 元禄十二年

十二月廿八日従五位下に叙し典膳とあらため家
督をつき元禄十二年六月廿八日病に
辞して嫡子主膳純清 貞享四年生れ 元禄十
六年 御奏者番となる 和泉守 同七年八月
十九日父か遺領を相續す 同十二年六月廿八日 宇
佐美 伊予守の娘を娶る 典清か貴文
大田原 清房か子 勅許 清房 七年 七月
十九日 清房 十二月十八日従五位下に叙し
いまた 幼少 十六年十二月 某年
なり 武蔵守清の中務大輔晴門 政清か六男の養子

為一都検校清花と号し又検清として十六年二月
十日家督を継ぐ 十二月 従五位下飛騨守に任じ安
享二年六月廿日四十七才にて卒す又検清の母
何某の女なり 相模の国 嫡男 友清 妻は
某の女 元文三年 十二月 生る 元年 同 寛保元年
銀寿と云ふ 出雲守となり 延享二年七月九日 又
従 明和元年八月廿日 月光院の 友清 大病
しても ありて 号は 小寿と改め 病にて 同十
年に 其後 伊 名を改めて 遠ひに
其年 改名して 隠居の後は 法名を 三家

しまふ 其後 名もあらためて 遁窮 とし 入道名に
御家督 安永四年の春 家督を継ぎ 故人の名を継ぐ
元年 山城守に 廣清と 家を継ぎ 同年七月年
も 廣清 明和五年 十二月 生る 同七年
従五位下の 名
時に十八歳 又 飛騨守に任ず
仁 嫡子 孝九 光清

丹治增周

大關

女子　早世

某　左衛門
天和二年正月廿三日卒

女子
伊丹左京勝守室離別
嫁榊原織部親茂

某　萬次郎　早世

増栄（チカ） 主馬
実土佐守高増二男
信濃守従五位下
寛文四年十二月廿八日叙任
元禄元年十二月十三日卒
五十歳
法名水源院心印元證

増茂 民部
元禄元年十月廿二日卒
二十七歳
法名蔵珠院玄淵義中

増恒 大助 弾正
信濃守従五位下
宝永六年三月七日叙任
元文三年三月廿五日致仕
号得翁
宝暦九年正月廿日卒七十
四歳
法名懸月院義天得翁

集 大助
正徳五年三月朔日卒

女子
北條相模守氏貞室

女子
早世

増興 丑之助 帯刀
伊豫守従五位下
元文四年十二月十六日叙任
宝暦十二年十月十日致仕
改能登守
明和七年六月廿八日卒六十
二歳
法名護国院義賢一貞

増備（トモ） 直之助 弾正
因幡守従五位下
宝暦十三年十二月九日叙任
明和元年八月廿七日卒二十
三歳
法名玄梁院活眼道印

増副（スケ） 数負
早世

女子三人
分部隼人正光庸室
大島雲平義周妻
尾林助次郎喜成妻

増輔 辨吉 弾正
伊豫守従五位下
安永八年十二月十六日叙任

増満 求馬

女子
西尾出雲守教栄妻

資清 熊吉 頼母
大田原主税清位養子

英孫（フサツネ） 八十郎
小出修理英致養子

女子三人
加藤織部正泰廣室
平野権之助長英妻離別
嫁金田主殿正峯
一人早世

長継 鐵之助 勢州備守
為家人

女子二人
大田原主税清位妻
増山織部正挂妻

英敦（フサアツ） 鍋五郎 右膳
小出八十郎英孫養子

増陽（ハル） 吉太郎

大關

信濃守丹治増業は土佐守[illegible]の二男なり先土佐守
増周か[illegible]となる寛政[illegible]文化八年六月廿五日遺跡を継く
[illegible]増周[illegible]増業[illegible]
[illegible]増業[illegible]増周[illegible]の地[illegible]
[illegible]の[illegible]時[illegible]の地[illegible]増業[illegible]文政六年[illegible]
の[illegible]文政元年七月八日[illegible]
て[illegible]〇[illegible]
[illegible]増業[illegible]文化[illegible]
[illegible]文化[illegible]
[illegible]増業[illegible]
壽[illegible]元禄元年十月十二日[illegible]
[illegible]增業[illegible]十月[illegible]

二年[illegible]月増業[illegible]増[illegible]
[illegible]増[illegible]寛永六年[illegible]元文二年六月
[illegible]七年[illegible]宝暦[illegible]年[illegible]
[illegible]増[illegible]宝[illegible]七年[illegible]
[illegible]の十二月[illegible]
[illegible]宝暦十二年十月[illegible]七年
六月[illegible]六年[illegible]
[illegible]宝暦十三年[illegible]
[illegible]
明和元年八月[illegible]十月[illegible]

[illegible]永[illegible]三月朔

[illegible]

[illegible]

亀井

源茲政

政直 新十郎 初茲朝
伊豫守従五位下
万治二年十二月廿八日叙任
延宝七年九月廿一日卒年
五歳
法名 禅性院一相全無

茲長 新十郎
能登守従五位下
元禄十五年十二月十八日叙任
享保十一年六月四日卒年
九歳
法名眞龍院驕安玄珠

女子二人
許嫁永井日向守直連卒
一人早世

女子二人
一人早世
茲満室

茲近 八十郎

満愽（ヒロ） 監物
早世

女子
井伊掃部頭家人
天野一学某妻

茲次 式部
天和二年六月二日卒

女子三人
島津飛騨守忠髙室

定好 靫負
菅沼民部定辰養子

某 伊織
早世

某 鍋之助
早世

女子三人
共早世

某 萬吉
早世

難波宰相宗量卿室
大和田教行寺妻離別

茲親 松之助
能登守従五位下
貞享元年十二月五日叙任
元禄四年十月四日改隠岐守
享保十六年五月廿九日卒
三歳
法名笠仙院法山祖應

政相 大助
早世

女子
実井伊掃部頭家人
廣瀬〆左エ門某女
亀井主殿茲堅妻

茲満 松之丞
因幡守従五位下
享保十二年十二月十六日叙任
元文元年四月九日卒二十七
才
法名養壽院崇月源光

女子
実茲長女
鳥居伊賀守忠孝室

茲延 八十郎
実茲長長男
豊前守従五位下
元文元年十二月十八日叙任
寛保三年十一月四日卒三
十五歳
法名寛量院仁嶽道智

某 千之助
早世

女子 三人
板倉甲斐守重寛室
森川出羽守俊胤室
柳生備前守俊方室

宗清 権僧正
石清水八幡宮社務 田中権僧正要清養子

真純 頼母
家人 多胡主水真武養子

矩致 宮内
真純養子 後称亀井

茲胤 ツク 徳蔵
実松平播磨守頼明四男
隠岐守 従五位下
寛保二年十二月十八日叙任
延享二年十月十三日改信濃守
宝暦二年七月廿日卒 二十八歳

女子
実家人亀井宮内矩致女
松平淡路守頼多室

矩貞 吉三郎
実菅沼靱負定好長男
従五位下能登守
宝暦二年十二月十六日叙任
天明三年四月十八日致仕

茲休 直八郎
実茲胤二男
明和二年十二月八日卒 十七歳

女子
秋月山城守種徳室

矩賢 吉三郎
従五位下 隠岐守
天明四年十二月十六日叙任

女子
法名陽昇院位巌貞祖

女子
実菅沼靱負定好女
茲胤室

茲休
直八郎

茲益
安次郎

女子二人
許嫁亀井登之助茲求 卒
一人早世

女子

亀井

隠岐守源茲親は豊前守茲政か二男 母は某氏
生二男 武蔵守茲政よりふ[illegible]
○前編より茲親と改む[illegible]
延宝八年ちゝをなくして石見
天和元年二月十七日父か遺跡をたまはり 石見の国津和野の
城主
貞享元年の冬従五位下に叙し隠岐守に改む 隠岐守
元禄四年九月奏者の職にえらはれ
て十月二日従四位下に叙す 明る五年職をとかる
さまて雁の間に候す 宝永六年八月茲親も[illegible]
柳の間に候す 享保十六年[illegible]月廿八日卒

三光ゆるしく二年に長子能光に家をゆつりて隠居し宗号す 長 辞
し以後剃髪して宗慶と称し民部宗慶ハ十九にしてしも
能のかはる世にしたかひ節生ニ宗慶をもて号す
宗慶享保十三年に生れ元文年中剃髪して法橋に叙す
八月六日家をつき元文元年四月七日のしたしと称す
令しくへ兄能光守か長子八十郎に家を継しむ八月
清き十二月従五位に叙し其後病にかかり病死
元寛保二年の秋松平讃岐守に謁し剃髪して
剃髪して宗竹と號し寛延二年宝暦四年辛
宝暦二年十月に隠居して剃髪して宗賢と号し元より

具つ剃髪し隠居ありて家をゆつり
てのち延享二年に宝暦二年七月卒す 十八
享保八年に生れ宝暦元年に家を継て剃髪し五位に叙す
宝暦十三年に隠居し剃髪して宗慶と号し
弁吉十三郎能貞とて以前にハ宝暦六年に十月
庄とこしもへよりて宝暦四年に卒す
の能光か子に宝暦六年四月十六日に隠居し
能貞ハ又兄能光か子八郎剃髪して月に
明和六年十二月に隠居して十二月に卒す 長子吉
三年能典として家督をつく 宝暦六年二月能典ハ

右願之通家督相續いたし候従五位下ニ而隠居
如此御座候 以上 酉正月

藤原祐由

伊東

女子
早世

某
松千世
早世

祐崇
名乃
萬吉 式部
実主殿助祐春長男
駿河守従五位下
元禄六年十二月十八日叙任
宝永四年六月十日依病篭居
号可山軒

女子
祐実養女

延宝四年十一月十日卒七十九歳
法名 齢雲院位翁道隠

祐實　彦松　監物
実大和守祐久男
出雲守従五位下
寛文三年十二月廿八日叙任
後改大和守
正徳四年四月廿九日致仕
享保八年九月十一日卒八十歳
法名 澗林院俭叟丹心

祐永　狩野助　求馬
実伊東左門祐信長男
豊後守従五位下
宝永四年十二月廿六日叙任
後改修理亮
元文四年正月十四日卒四十九歳
法名玄澄院霊鑑自覚

女子
実祐寔女
祐永室

祐之　熊太郎
大和守従五位下
寛保二年十二月十八日叙任
延享元年九月二日卒十八歳
法名天愛院仁安義真

女子
九鬼長門守隆邑室

某　又千代
早世

某　豊熊
早世

祐隆　他七郎　左門
延享元年十二月十二日継祐之
修理大夫従五位下
延享元年十二月廿八日叙任
宝暦七年八月十八日卒四十八歳
法名慈應院節山玄義

某　他八郎
早世

女子
伊東内記祐恵妻

祐房 長三郎 主殿
伊東三吉祐陳養子

某 岩松 早世

女子二人 共早世

祐順 鍒蔵 早世

某 冨之助 早世

女子三人 共早世

女子二人

女子二人 共早世

女子

女子

祐福（ヨシ）
豊後守従五位下
宝暦八年十二月十八日叙任
後改大和守出雲守
天明元年七月廿日卒 四十七歳
法名廣徳院大安道樹

祐甫（カタ子）
兎三郎

祐甫（カツ）
兎五郎
早世

某
徳次郎
早世

女子
亀井能登守矩貞室

祐武
安之助
伊東主殿祐房養子

伊東

大和守祐實ハ祐久か三男にて大和守祐由か弟なり 〔右衛門八二男〕
とい ふ 九歳にて祐由に[illegible] 明暦二年八月 はしめて
[illegible] 祐由の家を継 寛文元年八月廿九日に遠江
[illegible] 日向飫肥の城主とす ○ 寛文二年 祐實
[illegible]
[illegible] 祐由か[illegible]とき二千石を[illegible]
[illegible] 祐春[illegible] 祐實[illegible]
同年[illegible]出雲守[illegible]千石を祐武に世に
[illegible] 元禄[illegible]
元禄六年[illegible] 十二月従五位下の役

河内守に任せしより生涯の間さらに出仕もなくして当道
をこゝろにかけて深くしたはれし一族本門林信か曽孫
林永を養ひしに諱宗を改めし正徳四年七月
十九日諱富雄にて家督を継ぎ享保八年の九
月廿七日に卒しぬ林永宝永四年七月にて
して十二月従五位下叙爵す 後林信亮 元文
四年の四月廿九日に卒しぬ其嫡子舞部林信之三
月九日父の跡を継き寛保二年の冬従五位下に叙
爵して大和守に任じ延享元年九月十八日に卒しぬ
年八十林信元は是ゆ中に従五位の修理亮

叙任し宝暦十年八月廿三日に卒しぬ其嫡子
三郎林信宝暦二年七月廿九日に父のあとを継
三年叙爵し豊後守に任し父に先立て卒しぬ其
十月家督を継く 後出羽守と改む 天明元年の七月十九
四年七月嫡子の林三郎林甫 九月廿二日卒年廿九
父の跡を

中川

源久清

女子
仙石越前守政明室

某 主膳
元禄六年十二月十二日卒十二歳

某 亀次郎
貞享二年五月廿三日卒

女子五人
藤堂和泉守高敏室
加藤出羽守泰統室
一人早世
秋月長門守種弘室
一人早世

久恒 実子 清蔵
佐渡守従五位下
明暦元年十二月廿八日叙任
元禄八年六月十五日卒五十五歳
法名宝淨院栄松久山

女子二人
松平大蔵大輔正甫室
家人田辺喜八郎某妻

久豊 求馬
為家人

久通 三子 主膳
因幡守従五位下
延宝五年十二月廿六日叙任
宝永七年二月廿八日卒四十八歳
法名天真院元良貞山

某 鍋千代 早世

女子 早世

某 采女 早世

久忠 萬之助
内膳正従五位下
正徳元年十月四日叙任
寛保二年十月十二日卒四十五歳
法名通玄院雲外弓仙

清正 清五郎 早世

久和 図書
為家人

久肯 遠
為家人

女子 早世

久稚 清八 早世

女子　早世

久周（チカ）　主馬
為養人

女子
藤堂和泉守高敏室

久賢（カタ）　千助
明和二年四月廿日卒廿一歳

久慶（ヨシ）　主殿
実松平安藝守綱長六男
山城守従五位下
元文三年十一月十八日叙任
寛保二年十月晦日卒二十歳
法名巍然院鐵心如山

女子
実家人中川主馬久用女
久慶室

久貞（サダ）　祝之丞
実松平伊豆守信祝二男
従五位下修理大夫
寛保三年十二月廿六日叙任

女子
実家人中川右門久虎女
久貞室

久徳（ノリ）　三郎
従五位下内膳正
明和五年十二月十八日叙任
天明三年十二月四日篭居
同五年正月廿九日改主計入

女子三人
伊東出雲守祐福室
一人早世
小笠原相模守長教室

勝剛　鷹之丞　藤十郎
水野日向守勝起養子

久遠 彩之助

久持 香橘 祝之丞

女子 森右兵衛佐忠賛室

忠明 大炊
松平與五郎忠常養子

女子 早世

中川

佐渡守源久恒ハ山城守久清か嫡男なり 明暦
元年四月廿八日に生る 和歌ハ寛文
三年八月十五日名月の題にてよみはしめき 七九
豊後国岡の城 七万四百石余 元禄八年六月廿四日家督をつく
年四十一 同じく公通卿に宝永五年の冬 和歌の文
[illegible]出家し法名[illegible] 宝永七年六月四十二歳
[illegible]年四十二歳にて[illegible] 正徳元年七月廿
[illegible]江戸にて[illegible]卒す

元禄四年の夏[illegible]の日[illegible]にて[illegible]ハ
[illegible]寛文二
年十二月[illegible]年[illegible]和歌[illegible]
[illegible]
[illegible]宝永三年十月[illegible]年[illegible]
[illegible]二男なり
[illegible]年和歌[illegible]
三年[illegible]の[illegible]十二月和歌
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

して其のちハ家法をよく守りつゝしみ給ひ
て婦徳を廣めしかハ、家人のこりなく従
ひけれハ、此所しかのみならすして
く御孫をも具し給ひ、従ともに衰致なき
さと(?)聞えて一家の繁昌ハ此時なりけり。宝暦五年
十二月四日卒し給ひし、其後の事ハ久貞へゆつり
て此村(?)の北の方(?)なりしかハ、其(?)もかくあり
て、其(?)生涯をとゝめて、遠く墓所に
明和七年十二月六日卒し給ひて其の跡に
(仁品)
法名を久德院殿といへり

有馬

藤原康純

清純 大吉 初永純

周防守従五位下
万治元年十二月廿七日叙任
天和三年五月三日改左衛門佐
元禄十五年十一月十九日卒年五十
九歳
法名華岳院清山宗純

壽純 大吉 初真純 純壽

左衛門佐従五位下
正徳九年六月四日叙任
享保十八年十一月十六日致仕
寛延二年九月晦日改
左衛門佐号一準
宝暦七年八月廿日卒年七十
法名常恭院性山宗住

孝純 吉太郎

日向守従五位下
享保七年十二月十八日叙任
宝暦七年十二月十三日卒年四十
二歳
法名體顕院真岳厳宗修

女子

間部若狭守詮方室

女子三人
大村因幡守純長室
諏訪兵部頼尚妻
戸川玄蕃安直妻

純息ヤス 求馬
今有馬図書純喪祖

純富 七之助
今有馬右近純久祖

頼恒
平岡石見守頼重養子

女子
永井播磨守直亮室

女子二人
松平式部少輔近輝室
許嫁永井若狭守尚俶〻〻
卒嫁安部丹波守信光

重廣 大三郎
松平大膳大夫重就養子

忠由ヨシ 兵庫頭
本多長門守忠英養子

女子
沼間左門清氏妻

純珍 百助
今有馬式部純昌祖

女子
阿部壹岐守貴妻

女子 共早世

某 金松
延享三年四月十九日卒

允純（マサ）　外吉
遠江守従五位下
宝暦十二年十二月九日叙任
明和四年十二月十一日改左衛門佐
安永元年九月十九日卒七十六歳
法名　勝達院天岳宗真

譽純（シゲ）
従五位下　左衛門佐
天明四年十二月十六日叙任

純養　吉太郎

忠可　久弥
本多大和守忠堯養子

純辨（タケ）　勝十郎　早世

純峯　郡太　早世

女子
近藤左京政明妻

有馬

左衛門佐藤原清純 はしめ永純 故日向守康純か嫡子なり
万治元年従五位下に叙し周防守に任す 後左衛門佐にあらたむ 延宝七年
十二月廿七日父か遺跡をつき日向の国延岡の城をたまふ
弟有馬純息に千八百石 純常に七千石 和盤田をあたふ わかちて元禄
四年五月ゆへありて封地のうち城附を収られて国民
を離れしは八万石なり 清純越後の国へうつされ
明る四年の七月廿二日 越後の城地をめし 糸魚川に移さる
糸魚川より同八年五月 越前の国丸岡の城をたまふ

て越前の国丸岡の城をたまふ 其後清純家督を譲りて隠居の地なり はきて十四年に及ぶ
十九日にして卒しぬ 嫡子大吉寿純あとつぐ 十二年十一月
廿七日家督をつく 十二月七日叙爵して日向守に任す 康純
となりておもふにたまふ らん日 寿純宝永四年の九月
卒して元年 正徳元年叙爵して左衛門佐に任す 八月
十五日譲りの後に家督 享保十八年 従五位下 左衛門佐
宝暦七年の秋 病あつて嫡子孝純
さしての月 初めて家督をつき 左衛門佐の目
宝暦十一年二月十六日 卒して
子弟元純 元純はしめ十三年七月はしめて見

年〻十二月叙爵〻遠江守 [illegible] 安永元
年九月十三日〻〻卒〻 [illegible] 進 寄居十二月
十二日 [illegible] 天明二年 [illegible]
の [illegible] 候

藤原純信

大村

女子
生駒主殿親興妻

純真[サダ]
備後守 従五位下
延宝六年十二月廿八日叙任
後改民部少輔
元禄二年四月廿六日依
病籠居
正徳二年六月十五日卒五
十一歳
法名 養清院芳山梅翁日元

純長　権吉郎　権佐
実伊丹播磨守勝長四男
因幡守従五位下
承応三年十二月廿八日叙任
宝永三年八月廿一日卒七十一歳
法名顕了院忠岳勇公翁日長

純尹　源之助　数馬
筑後守従五位下
元禄二年十二月廿七日叙任
正徳二年十月十四日卒四十九歳
法名寛長院徳山日廣

清勝　大助　頼母
初政種
奥田原隼人政増養子

女子
家人
福田十郎左衛門長兼妻

純庸　数之助

純庸　数之助　伊織
実純長四男
伊勢守従五位下
宝永七年十二月十八日叙任
享保十二年十二月廿九日致仕
元文三年五月十三日卒六十九歳
法名元通院崇利了翁日貞

女子
奥田原帯刀清在妻

某
亀五郎　早世

壽員　萬之丞　敬員
初治員
西郷若狭守延員養子

某
五郎八　早世

女子
実家人笠坊了玄益章女
久世三四郎廣隆妻

某
源之助　早世

純将（マサ）
数之助
式部

女子

純冨（ヒサ） 八六郎
河内守従五位下
享保十年十二月十八日叙任
寛延元年十一月廿二日卒
三十八歳
法名慈光院殿（正）恵英翁日侊

純保（モリ） 数之助
弾正少弼従五位下
延享三年十二月十八日叙任
宝暦七年六月廿四日卒
三十歳
法名高耀院源明浄翁日鏡

純鎮（ヤス） 新八郎
信濃守従五位下
安永三年十二月十八日叙任

女子
家人大村木工保勝妻

純皓（アキ） 政之進
蔵人

女子
家人大村彦右エ門冨敬妻
日針尾半左エ門保約妻

某 虎之助

女子
大田原出雲守友清室離別

冨包（ヒサ） 幸次郎
家人熊野八郎包長養子

冨次 百助 主馬
家人三好七郎兵エ利房養子

女子 二人

其 春之進

女子 実有馬吉太郎純養女

大村

因幡守後丹後守純長ハ 丹後守純信の嗣として 寛文元
伊丹播磨守康勝か四男なり 長 慶安四年 前蒲生の八幡宮の神主 元長の妹の腹なり
二月十六日父遺領を継ぐ 此時其城地彼杵郡大村にて二万七千石余 萬石之
年頃… 宝永三年の秋 七十歳にて卒す 其後ハ
子民部少輔純真 家督 二男又ハ松島純尹よりて
郷の延宝四年生まれ 元禄二年 従五位下の
純 泰享 父 … ましてしょく
其 二月朔日 … 伊勢純庸 …

正徳二年十月純平四十九歳ニ而養父家督被仰付
之八弁純廣次男ニ而不孝ニ付　正徳二年十月純平四十九歳
御〻〻

三郎兵衛〻年養子　新八郎純照ニ而十六歳相續
父不慮之跡　安永二年九月同氣ニ〻病死
一從右衛門〻〻　信濃守組

毛利

藤原高尚ナヲ

女子
戸田山城守忠直室

高重　主膳
安房守従五位下
延宝四年十二月廿六日叙任
天和二年四月七日卒二十一歳
法名竹林院高重一雲岳

高久　靱負
実久留島信濃守通清三男
駿河守従五位下
天和三年十二月四日叙任
元禄十二年五月十三日致仕
享保元年四月十六日卒五十歳

高慶カス　助十郎
実久留島信濃守通清五男
周防守従五位下
元禄二年十二月廿七日叙任
寛保二年八月七日致仕
同三年九月十三日卒六十九歳

国立公文書館
National Archives of Japan

法名南昌院恭雲紹慶

法名源林院了山恵覚

高通 助十郎
摂津守従五位下
享保二年十二月廿一日叙任
同四年四月廿八日依病隠居
同十八年七月廿三日卒三十一歳
法名蘭渓院松道了栢

高丘 寅太郎
周防守従五位下
延享二年十月十八日叙任
宝暦十年六月十六日卒
三十一歳
法名葉陵院香山全性

女子
松平頼母直道妻離別

某 秀太郎
早世

高標 彦三郎
従五位下和泉守
安永元年十二月十八日叙任
後改伊勢守

正應 外記 玄蕃
花房日幡守正城養子

高能 大八郎
大和守従五位下
享保十五年十二月十八日叙任
元文五年正月廿四日卒二十四歳
法名霊性院逸山宗貞

信之 主計
南部縫殿養信養子

女子
戸田大炊頭忠言室

聚 夾図書
水戸家人山野辺兵庫頭

嫁竹中主膳元條

一高 安次郎
早世

利済 長門守
瀧川兵庫助利雄養子

季禮 内膳
秋田淡路守季高養子

女子
許嫁戸田大隅守忠如、卒
嫁木庄甲斐守道利

利雄 兵庫助
瀧川大学利廣養子

女子
許嫁夾新太郎政依離別
嫁井上周防守正衆

女子
義胤養子後帰
天明六年七月十一日卒

女子
大久保宗三郎教純室離別
嫁巨勢日向守至忠

女子
早世

高聴
岩之助

高長
松之助

女子
片桐石見守貞芳室

盛平
駒之丞　左近
関伊織盛有養子

毛利

此家ハ中務少輔高重より伊勢守高[illegible]男なくして絶[illegible]
之勝といふ人寛文四年十一月父か遺跡を継[illegible]　其後
作右衛門の嫡[illegible]九年の夏はしめて見えまいらす　延宝四年
叙爵し　天和二年四月廿五日[illegible]一[illegible]
[illegible]公[illegible]職[illegible]通[illegible]
[illegible]六月[illegible]元禄
[illegible]
元年の七月廿[illegible]　当[illegible]

しけまさ十六年辭して享保元年七月西丸にして

年比て参る元禄元年より先々之よりあつかる二年

の名叙爵して周防の小形川けまさ四年六月大目付

の祝ふかくとも申につゝ鹿児小形十月かいかりし西

なりて同けまさ六年七月まて仕へしかるを限ふ

なりて七年二月十六日まて中にて保門寛政十年六月まて

なる件に婦を撰御上の通り男子た卯年に継し支化

あらそ也あらしおもいて通るを最上風格所にて正世法にて

し寶保二年八月隠仕し明る六年の秋に病死して

辛比二丘記之父名あり法かましく後更て延享二年よりみへ

則方に同けまさ三年叙爵して周防の小形の寶暦十

年二月六年十一月ありし可賀に地を子孫二年二月標

あり記明和八年の秋より先く西城安永元年十

二月隠居にしてし和泉守兼にて六十八にて卒す

昌平坂
日本政府図書